

指導医申請 Q&A

指導医申請について Q&A 形式で補足いたします。この Q&A は随時更新していきます。

Q1. 業績について教えてください。

A1. 以下の通りです。

- 1) 論文を業績とする場合は筆頭著者でも共著者でも可とします。
- 2) 学会発表を業績とする場合は筆頭演者でも共同演者でも可とします。
- 3) 論文、学会発表は必ず「手外科領域」の業績で申請してください。

Q2. 勤務証明書は、診療科の教授名でもいいですか？

A2. 勤務証明書には、「勤務する施設の長」のご署名と押印が必要です。大学所属の場合は診療科の主任教授でも可とします。

Q3. 日本整形外科学会・日本形成外科学会の専門医認定年月は、旧専門医制度における認定年月または、日本専門医機構による認定年月、どちらを記入すれば良いですか？

A3. どちらでも結構ですが、認定番号は誤りのないように記載してください。

Q4. 専門医しかいない認定施設は今後認定取消になりますか？

A4. 日本手外科学会指導医制度の発足に伴い、2021 年 10 月 1 日～2027 年 3 月 31 日を移行期間としています。移行期間終了後の 2027 年 4 月 1 日以降は認定施設（基幹研修施設）において専門研修指導を行う者は原則として「日本手外科学会指導医」となります。移行期間終了後に施設認定（基幹研修施設）の申請・更新を行う場合は必ず指導医資格を取得してください。

日本専門医機構にサブスペシャルティの認定を受けた後は、基幹研修施設では指導医の常勤が要件になり、関連研修施設は「指導医または専門医が常勤、または指導医が定期的に指導していること」が施設認定の要件になる予定です。

Q5. 関連研修施設で非常勤医師として専門医の指導をしていますが、常勤の勤務証明書を提出すればよいでしょうか？

A5. 日本手外科学会認定研修施設に常勤されていなくても関連研修施設で非常勤医師として専門医の指導をされている場合には、関連研修施設の勤務証明書も併せてアップロードいただぐか、メールにて事務局までご連絡ください。

Q6. 業績目録のうち、手外科領域に肩関節周囲は含みますか？

A6. 業績は定款施行細則第6号 専門医制度細則の「認定手外科専門医制度手外科専門医研修カリキュラム」に記載された疾患・病態に関するものとします。肩関節周囲のうち、腕神経叢麻痺など肘～手の障害をきたす末梢神経障害に関するものは認められますが、肩関節周囲の外傷や変性疾患、炎症性疾患などは認められません。その他の肩関節周囲の疾患・病態は審議の対象になり認められないことがありますのでご注意ください。

Q7. 業績目録のうち「学会発表」は、フォーラム、懇話会、医師会の勉強会・講演会等での発表も認められますか？

A7. 原則として「学会」を名称に含む場での発表とします。ただし、日本手外科学会に関連する東日本手外科研究会、中部日本手外科研究会（現在学会に改称）、九州手外科研究会、手の先天異常懇話会、日本手関節外科ワークショップは業績として認めます。いずれも抄録あるいは記録集の提出を求めます。

Q8. 業績目録のうち「論文」は病院雑誌や病院紀要などに掲載されたものは業績として認められますか？

A8. 手外科領域の学術論文の形態をとっているものに限ります。確認のため、論文の提出を求め、審議の対象とします。寄稿文やコラム、エッセイなどは不可とします。

Q9. 専門医資格を喪失した場合には指導医資格はどうなりますか？

A9. 定款施行細則第8号 指導医制度細則 第3章 指導医の資格喪失 第9条に、(5) 第6条に定める指導医資格の更新条件を満たさないとき があります。「指導医資格の更新条件」とは「指導医の要件を引き続き満たしていること」であり、指導医の要件の1つが「日本手外科学会の専門医であり、1回以上更新していること」です。日本手外科学会専門医でなくなれば、同時に指導医資格を喪失します。

2021年4月12日発行

2021年4月14日改訂

2021年4月15日改訂

2021年6月1日改訂

2022年3月27日改訂

2026年2月1日改訂